

韓国の母子世帯の居住貧困の見える化と支援方策に関する研究

—韓国版ケア相互補完型集住の可能性に向けて—

主査 葛西 リサ*¹

委員 金 承喜*²

本研究は、韓国のひとり親の住宅事情、特にひとり親になった直後から現在までの住宅移動を可視化することで現行制度の課題を指摘した。ひとり親になる前後で転居をする割合は極めて高く、その時期に利用できる制度がないために、多くが非住宅や低質なウォルセ住宅に移動していた。転居回数は、量的調査では5回以上が2割、質的調査では最大8回の転居を経験している事例があった。韓国には民間賃貸住宅を公的住宅として活用する制度があるが、家主の無理解から、確保が難しいこと、質の課題があること、さらに、家主の都合で更新が難しい場合があることなどが課題として挙げられた。

キーワード：1) 母子世帯, 2) 居住貧困, 3) 韓国, 4) 仁川市, 5) LH住宅公社,
6) 居住移動, 7) チョンセ住宅, 8) ウォルセ住宅, 9) 居住福祉, 10) シェア居住

THE VISUALIZATION OF SINGLE PARENTS' HOUSING POVERTY IN SOUTH KOREA

-Toward constructing Korean shared housing system based on mutual care-

Ch. Lisa Kuzunishi

Mem. Seung hee Kim

As a result of the survey, the rate of relocation before and after divorce was extremely high, because there was no housing system available at that time, many moved to non-residential houses and low-quality "WOLSE". Single parents tended to experience multiple moves, and there were cases where more than 5 were transferred in 20% in quantitative surveys and up to 8 were moved in qualitative surveys. South Korea has a system to use private rental housing as public housing, but it is difficult to secure due to the landlord's incomprehension, there are quality issues, and it may be difficult to renew contract because of the circumstances of the landlord

1. はじめに

本研究は、韓国におけるひとり親の住宅事情を量的、質的調査の両面から明らかにし、そのニーズに即した居住支援方策を提案することを目的としている。

韓国において、居住の質の確保や居住福祉に関する活発な議論が始まったのは、住宅戸数が世帯人数を超えた2000年代に入って以降のことである。1989年に永久賃貸住宅の建設がスタートしたものの、急激な都市化に伴う、居住貧困層の問題は慢性化したままの状態であった。

盧武鉉(ノムヒョン)政権下にあった2003年には、「住宅問題の解決こそが国家成長の原動力であり、かつ社会統合の基礎である」という認識のもと、関連施策の推進を目的に、建設交通部に「居住福祉企画課」が新設されている(ジョン2012)^{文1)}。それ以降、公的住宅のストック数を先進国レベルに引き上げるべく「国民賃貸住宅建設等に関する特別措置法」が制定、直接供給型の低所得者向け公共賃貸住宅(永久賃貸住宅等)のほか、一般の民間賃貸

住宅を公共が借り上げ、あるいは買い上げて低所得階層に供給する方式が導入されている。

2009年には、ボクムザリ特別法が制定、無住宅世帯(ホームレス)のほか、新婚夫婦、多子世帯、高齢者世帯を対象とした住宅支援策の方向性が明示され、賃貸住宅への入居資格も、大学生や新社会人にまで拡大された(パク2018)^{文2)}。

更に、2017年には居住福祉(支援)ロードマップが公示された。この中で、文在寅政権は、居住福祉の対象として、①若者、②新婚世帯、③高齢者世帯、そして、所得基準を満たす④貧困層を明示した。これまでの低所得階層に限定した支援から脱却し、入居者の年齢やライフコースなど、多様性に配慮した支援のアプローチを評価する声もある(リム2019)^{文3)}。

他方で、本稿でターゲットにするひとり親については、相変わらず、所得基準に依拠した低所得者向け住宅支援

*¹ 日本学術振興会 RPD 研究員 博士 (学術)

*² 江原 (カンウォン) 大学 准教授 博士 (学術)

の一部として扱われており、その居住ニーズを把握し、より適切な居住支援を提示しようという動きはほとんど見られない（キム 2018）^{文4)}。

韓国におけるひとり親世帯は増加傾向にあり、子どものいる世帯の約5分の1を構成するともいわれているが、相変わらず、社会保障のターゲットは夫婦と子からなる標準家族基準となっていることが課題である。住宅政策も例外ではなく、特に、ひとり親支援者らが問題視するのは、公共賃貸住宅への優先基準となる世帯人員についてである。韓国の公共賃貸住宅では、世帯人員が多いほど、入居倍率は高まる仕組みであるが、母（または父）1人、子1人の場合、どんなに生活に困窮していても、人員数という面で不利になってしまうのである。なお、最低居住面積水準における2人世帯の想定家族モデルは「夫婦」であるため1室と規定されている（ジャン 2018）^{文5)}。この基準は、思春期の子を養育するひとり親への配慮を全く欠くものとなっていることは言うまでもない。

本稿の具体的な到達目標は、韓国における居住支援策の中に、「ひとり親」というカテゴリーを位置づけ、その実態にあった居住支援を提案することである。しかし、その実現のためには、ひとり親の住生活実態を可視化し、そのニーズを浮き彫りにする必要がある。

そこで、本研究では、ひとり親が最も住まいに困窮しがちなひとり親世帯形成期（死別、離婚、未婚出産等）から現在にかけての住宅移動を主軸に、その実態と課題を包括的に明らかにする。

2. 既存研究と本研究との関係

韓国におけるひとり親に関する研究の多くが所得保障や医療、教育に関する分野に多くみられる一方で、住宅分野の蓄積は以下の様にならずである。

例えば、ムンウンヨン・キムボラム(2010)^{文6)}は、ソウル市のひとり親世帯を対象にして調査を行っている。その結果平均月収100万ウォン代（≒9万円～18万円）の世帯が76.6%を占め、46%が（チョンセの形態で）賃貸住宅を確保していた。加えて、ソウル市を対象とした調査では、父子と比較して母子は、所得と居住の面で不利な状況にあることを指摘している。

続いて、パクミウン・シンヒジョン(2010)^{文7)}は、低所得のひとり親世帯を対象としてインタビュー調査を行っている。行政を含むひとり親支援者らは、ひとり親になった直後に永久賃貸住宅への入居を支援する傾向が高いが、低所得階層が密集する環境が、子育て世帯の生活の質に悪影響を及ぼす事実を指摘している。

ハンジョンイムら(2013)^{文8)}は、ひとり親を含めた女性世帯主世帯の居住実態を分析している。その結果、低所得のひとり親世帯の多くが住宅施策の恩恵を享受できていないと指摘している。また、支援を獲得できても、子の

独立などひとり親としての支援が終了した後は、再度居住貧困に陥る可能性が高いことにも言及している。

これらはいずれも重要な示唆を含んでいるが、調査時点における居住実態の把握に留まっており、その一時点を切り取ってのみ、ハードの質の向上や家賃負担の軽減等の居住支援策を提案している。

しかし、日本のひとり親の居住貧困を明らかにした葛西(2017)^{文9)}は、死別後、離婚、未婚出産前後（以下ひとり親形成期とする）において最も深刻な住宅確保の困難に直面しており、ここで適切な居住支援がなされることとその後の自立した生活に有利に働くことを指摘している。本研究では、ひとり親の形成期に遡ってその住宅事情を確認することで、より詳細にその居住ニーズを把握する点にオリジナリティがある。

3. 研究の方法

本研究の最大の特徴は、量的、質的調査より韓国のひとり親の居住実態に接近することにある。

まず、量的な分析に関しては、金承喜らが、2016年5月から6カ月にかけて、実施したインターネットアンケート調査の結果を用いて、韓国のひとり親の居住実態の全体像を把握する。回答数は母子世帯が231件、父子世帯が11件の計242件であったが、うち2件を非該当と判断し、240件を分析対象とした(95%信頼水準、±5.4)。詳しい調査項目については後述する。

続いて、質的調査については、仁川市富平区にある、社団法人ひとり親家族会^{註1)}の協力のもと、2018年12月、2019年5月と7月に、計30名のひとり親に対して、それぞれ1～2時間程度の聞き取り調査を実施した。内訳は、母子世帯25名（死別3名、離別17名、未婚5名）、父子世帯5名（離別4名、未婚1名）である。

仁川市（富平区）を対象とした理由は、ひとり親の出現率が全国で最も高い地域だからである。2016年の統計庁の調査では、全国の母子世帯の1,539,868世帯、ひとり親世帯の出現率は、7.76%であった。他方、同年の仁川市のひとり親数は102,444世帯、出現率は9.44%と2ポイント近くも高い。更に、2018年の仁川ジェンダー統計によると、富平区のひとり親世帯数は25,026世帯、出現率は、なんと13.3%（2015年実績）と全国の2倍近い数字であった^{文10)}。

なお、通貨の換算については、1000ウォン≒92.53円（2019年10月22日現在）とした。

4. 韓国のひとり親の実態

1989年に、韓国のひとり親にかかわる最初の法律「母子福祉法」が制定、その後、数回の改定を見て、2007年にひとり親家族支援法に改定されている^{文11)}。

ひとり親の定義は、20歳以下の子をひとり育ててい

ることであるが、子が就学中の場合には22歳までそれに当てはまる。

儒教規範の根強い韓国においても、離婚件数は増加し続けており、2016年にはひとり親数も過去最高の150万世帯を超えた。

日本同様に、男性稼ぎ主モデルが浸透する韓国では、母子世帯の貧困問題は深刻である。2015年に女性家族部が2,552世帯を対象に実施した調査によると、回答者の77%が離婚母子世帯であった^{文12)}。うち、約9割が就労しており、その半数が一日に10時間以上の労働をこなしているにもかかわらず、その平均月収は189万6千ウォン(≒17万5千円)と、全世帯平均の半分以下であった。その就労形態は不安定であり、4割がパート、回答者の半数が社員1~4名の零細企業で働いていた。精神的な課題を抱える割合は2割と一般世帯の2倍となっており、持家率は、20.2%と一般世帯(53.6%)よりも30ポイントも低かった。公的住宅供給の規模の小さい韓国において、経済力の低い母子世帯は深刻な住宅問題に直面していることは推測に難くない。借り上げ公共賃貸住宅を含む公的賃貸住宅も存在するが、ハンジョンイムら(2013再)が指摘するように、住宅支援の対象でありながらも、支援が獲得できていないケースが多く存在することが課題となっている。そこで、以下では、日本との制度の違いに注意しながら、量的調査から韓国のひとり親の居住実態に迫りたい。

5. アンケート調査からみるひとり親の居住実態

5-1. 世帯の状況

表5-1に、アンケート調査の概要を示す。調査項目は表中の①~④であり、①と②の月平均所得について表5-2に示す。

表5-1 アンケート調査の概要

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 母集 | 全国のひとり親世帯 |
| 標本 | 総242世帯(母子231、父子11) |
| 標本誤差 | 95%信頼水準、±5.4以内 |
| 調査項目 | ① 一般的特性: 性別、年齢、婚姻状態、子供の数、ひとり親になってからの期間 ② 経済的特性: 月平均所得、住居費負担率 ③ 居住特性: 居住移動の有無、回数、現住宅の居住期間、現住宅の価格 ④ 居住移動変化: ひとり親世帯形成以前、直後、現在の占有形態、住宅類型、居住面積、居住移動の理由 |

回答者の属性は、父子世帯11、母子世帯229と母子世帯の比率が95%以上を示す。平均年齢は41.6歳であり、40代が45%以上と最も多い。学歴は高卒業(47.5%)と大

卒以上がほぼ同レベルとなっている。

ひとり親になった理由については、離婚が半数(49.8%)を、未婚が約4割を占める(表5-2)。

また、別居中というケース1.3%についても分析対象とした。表中の未婚の父とは、婚姻関係を結ばずにパートナーが出産し、その後、父親が子を養育しているというケースである。

子の人数は1人が54.6%と過半数以上を占めており、2人が33.8%である。ひとり親になってからの期間は、平均7.4年であり、うち、10年以上経っている世帯が31.1%を占める。月平均所得は141.1万ウォンで、前出の女性家族部の調査(2015)よりも低い値となっている。

表5-2 調査対象者の概要

| 内容 | 実数(N) | 比率(%) |
|-----------------------|------------------|----------|
| 性別 | 男 | 4.6 |
| | 女 | 95.4 |
| | 合計 | 100 |
| 年齢(平均41.6歳) | 20代 | 12.5 |
| | 30代 | 22.9 |
| | 40代 | 45 |
| | 50代 | 19.6 |
| | 合計 | 100 |
| 学歴 | 小学校 | 4.2 |
| | 中学校 | 2.9 |
| | 高校 | 47.5 |
| | 大学校 | 42.9 |
| | 大学院 | 2.5 |
| | 合計 | 100 |
| ひとり親になった理由 | 離婚 | 49.8 |
| | 死別 | 9.3 |
| | 別居 | 1.3 |
| | 未婚母・父 | 39.7 |
| | 合計 | 100 |
| 子供の数 | 1人 | 54.6 |
| | 2人 | 33.8 |
| | 3人 | 11.3 |
| | 4人 | 0.4 |
| | 合計 | 100 |
| ひとり親になってからの期間(平均7.4年) | 2年未満 | 9.7 |
| | 2年~4年未満 | 13.4 |
| | 4年~6年未満 | 19.3 |
| | 6年~8年未満 | 16.8 |
| | 8年~10年未満 | 9.7 |
| | 10年以上 | 31.1 |
| | 合計 | 100 |
| | 月平均所得(141.4万ウォン) | 50万ウォン未満 |
| 50万~100万ウォン未満 | | 26 |
| 100万~150万ウォン未 | | 32 |
| 150万~200万ウォン未 | | 22.8 |
| 200万ウォン以上 | | 16 |
| 合計 | | 100 |

5-2. 住宅の状況

現在の住宅の所有関係は、持家（22件/10.2%）、チョンセ（傳費）（31件/14.4%）、半チョンセ（33件/15.3%）、ウォルセ（月費）（51件/23.6%）、親戚知人宅（12件/5.6%）、公共賃貸住宅（37件/18.1%）、その他（28件/13.0%）であった。

チョンセとは、入居時に住宅評価額の約6~9割を保証金として預け、家主はその利子を得るため、月々の家賃は不要という韓国特産の賃貸の仕組みである。退去時には、保証金は返還される。なお半チョンセとは、銀行からの借入れが難しいなど、保証金が基準額に満たない場合に、住宅評価額の2割~3割を保証金として家主に預け、残額を月家賃として支払うというものである。他方、ウォルセは、家賃の6カ月分程度を保証金として預け、月家賃を支払うという賃貸の形態であり、日本の民間賃貸住宅の仕組みに近いものである。

表5-3の住居費を見ると、持家の平均総額は、1億4,311万ウォン（≒1,325万円）、でありチョンセの保証金の平均は5,947万ウォン（≒550万円）であった。また、ウォルセの保証金の平均は2,223万ウォン（≒205万円）、家賃の平均は、24万ウォン（≒22,000円）であった。

こういった金額からもわかるように、低所得なひとり親が、これだけの保証金を確保することは決して容易ではない。

1989年以降、政府は低所得者向けの永久賃貸住宅の供給をはじめ、19万戸が建設されたが、1993年に新規建設がストップしている（パク2014）。また、永久賃貸住宅の多くが郊外の不便な地域に立地しているため、働くひとり親にとっては利用しがたいものになっている。国民賃貸住宅は、永久賃貸住宅などと比較すると面積も広く（永久賃貸は56㎡以下、国民賃貸は89㎡以下）、家賃も高いが、5年居住すると分譲の権利が与えられるというものである^{文13)}。

なお、韓国政府は、2005年以降、国民賃貸住宅建設等に関する特別措置法に基づき、一般の賃貸住宅を買い上げて、有期の公共賃貸住宅として主に低所得階層に供給している（上限10年）。このほか、チョンセ住宅の保証金を韓国土地住宅公社（以下LH公社）や地方公社が肩代わりして契約し、それを低所得者等にサブリースする形式がスタートしている（ジョン2012再）。入居者は、LH等が肩代わりする保証金の5%を支払うことでそこに入居することができる。これらについては、公共賃貸住宅の枠に含めた。

月収に占める月家賃の割合（住居費負担率）については、平均が20.13%である。持家のローン、チョンセ住宅の保証金については、住居費に含まない。よって、親類知人宅に住む者も含め、約3割が家賃なしという結果であった。こういった世帯については、家賃負担がないことから、抱える問題は見過ごされがちとなる。次章では、質的調査により、持家所有者やチョンセ居住者の実態についても確認していく。

他方、住居費が発生しているケースを見ると、おおよそ4割が住居費負担率3割未満となっているものの、残る32%の世帯が負担率3割を超えており、中には100%近い負担を強いられているものも存在する。

5-3. ひとり親になってからの住宅移動

表5-3を見ると、ひとり親になってから転居したという回答が85.8%と高い。また、これまでの転居回数については、ひとり親になってからの期間との関係を見る必要があるが、全体では1~2回、3~4回がそれぞれ3割強と多く、5回以上も2割強存在する。詳しい転居理由については、次章の質的調査から確認する。

なお、現在の住宅での居住期間は1~3年未満という割合が36.8%と最も高く、次いで、3~5年未満の割合が20.3%、全世帯の平均は3.4年であった。

表5-3 婚姻時、形成直後、現在の住宅所有関係

| 内容 | | 実数 (N) | 比率 (%) | | | |
|------------------|----------|----------------------|--------|----|------|------|
| 住居費負担率 | 0% | 67 | 27.9 | | | |
| | 平均 | | | | | |
| | 20.13% | | | | | |
| | 10~30%未満 | 96 | 40 | | | |
| | 30~50%未満 | 49 | 20.4 | | | |
| | 50~70%未満 | 20 | 8.3 | | | |
| | 70~90%未満 | 8 | 3.3 | | | |
| | 合計 | 240 | 100 | | | |
| 転居の有無 | 有 | ひとり親になってから現在の転居回数 | 1~2回 | 76 | 31.7 | 85.8 |
| | | | 3~4回 | 78 | 32.6 | |
| | | | 5~6回 | 35 | 14.6 | |
| | | | 7回以上 | 16 | 5.7 | |
| | | | 無 | 35 | 14.2 | |
| | 合計 | 240 | 100 | | | |
| 現住宅での居住期間 (3.4年) | 1年未満 | 47 | 19.9 | | | |
| | 1年~3年未満 | 87 | 36.8 | | | |
| | 3年~5年未満 | 48 | 20.3 | | | |
| | 5年~7年未満 | 25 | 10.6 | | | |
| | 7年以上 | 29 | 12.3 | | | |
| 住居費 | 持家 | 平均1億4,311万ウォン | | | | |
| | チョンセ | 平均5,947万ウォン | | | | |
| | ウォルセ | 平均2,223万ウォン/月費24万ウォン | | | | |

続いて、ひとり親になる以前（婚姻時、未婚出産前）とひとり親になった直後、そして現在に分けて住宅所有関係の変化を見たものが図5-1である。以前では、チョンセ（半チョンセ含む）が35.5%と最も多く、それに持家の26.8%が続く。ひとり親になった直後では、持家が大きく割合を減らし、ウォルセや親類宅、その他への移動が目立つ。なお、「その他」については、キリスト教系の施

設^{注2)}や、チョコバンやビニルハウス村^{注3)}、考試院^{注4)}などが推測される。

直後から現在にかけては、親類宅やウォルセが割合を減らし、公共住宅の割合が14%も上昇する。更に、持家率も若干上昇している。

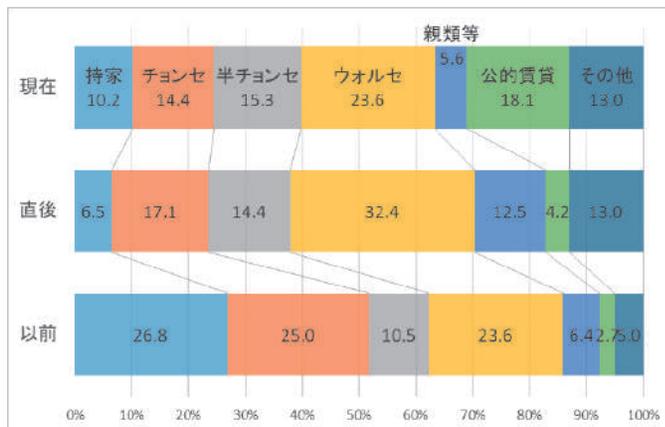


図5-1 婚姻時、ひとり親になった直後、現在の住まい

住宅移動に伴う居住の質の変化を見るために、住まいの規模の変化を見たものが図5-2である。

ひとり親になる以前には、49.58㎡～62.80㎡（15～19坪）の割合が最も高く、99.17㎡（30坪）以上の住宅に居住していたとする割合も13.9%となっている。他方、ひとり親になった直後には、29.75㎡（9坪）以下の割合が16ポイント、33.05㎡～46.28㎡（10～14坪）以下の割合が12ポイントも増大している。つまり、狭小の住宅に移行していることがわかる。その後現在にかけては、29.75㎡（9坪）以下の割合が減少、49.58㎡～62.80㎡（15～19坪）の割合が10ポイント上昇するなど、広めの住宅に移行する傾向が確認できる。

単位 ㎡

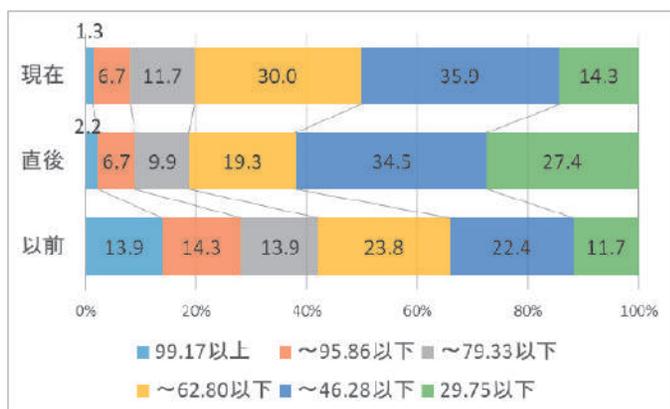


図5-2 婚姻時、ひとり親になった直後、現在の住まい

特に、直後は劣悪な環境が想像される親類宅やその他へ移行する傾向が高く、その状況こそが居住の質、住宅規模の狭小化へつながっていると考えられる。他方で、現在

にかけては、公共住宅の割合が大きく上昇するなどの理由から規模の面においては、住宅の質は改善される傾向にある。

5-4. 転居の理由

図5-3は、転居の理由について再分析したものである。従前の住宅（主に婚姻時）からひとり親になった直後の住まいへの移動理由については、住居費負担の低減のためという理由が高い。ひとり親としての生活をスタートさせるにあたって、とにかく低家賃にこだわって住まいを確保するという理由は日本でもよく見られる傾向である。このほか、状況的に仕方なくという理由が高いが、この時期については、DVや借金など、婚姻関係を断つには自身が家を出るほかなかったという理由が想定される。

なお、現在の住宅を選定した理由については、住居費負担の低減という理由が3割を超える。この中には、公共賃貸住宅への入居が可能になった世帯も少なくない割合で含まれる。このほか、生活費負担の低減については、ソウルなど、物価の高いエリアからの住み替えなどが想定される。

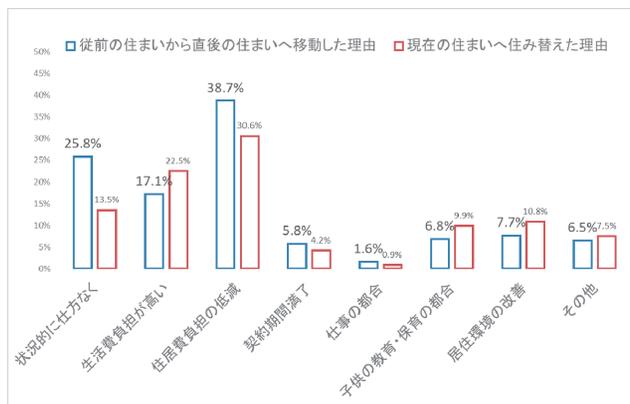


図5-3 ひとり親になったのちの住宅移動
注：最も当てはまる項目のみ回答（単回答）

5-5. 量的調査から出てきた課題

量的アンケート調査の結果を題材に、本研究チームと現地母子世帯支援団体との会議（2018年7月、2018年9月、2018年12月）を実施した。その結果、以下3点を説明することを目的に質的調査を計画した。

第1に、住宅の移動については、調査票の関係からひとり親になる直前と直後の住まい、現在の3時点についてのみしか把握できない。アンケート調査では5回以上、最大では7回以上の転居を経験しているものが少なくない割合で存在する。こういった頻繁な住宅移動が個人的な事情なのか、あるいは制度上の欠陥によるものなのかを可視化する必要があると考えた。

第2に、制度の利用に関する状況が把握できない。確かに、アンケート調査においては、ひとり親になった直後か

ら現在にかけて、公共賃貸住宅の割合は増加するが、最も困難なひとり親になる前後でなぜ、制度情報にたどり着けなかったのか、また、どのタイミングで住宅政策を利用するに至ったのかなどは明らかにできない。

第3に、第2と関連して、最も住まいに窮すると推測されるひとり親になる前後の住まいのリアルに迫ることができない。最初に住宅問題の確保に直面すると考えられるひとり親形成期（死別、離婚、未婚出産）に適切な住宅支援の必要性を提示することが本研究の目標の1つである。ただし、これを明示するには、なぜ、ひとり親になるに際して住宅を出たのか/出ざるをえなかったのか、その際に直面した課題は何だったのか、相談や支援を頼める相手はいなかったのか、経済状況や仕事、子どもの生育環境をどう維持させたのかなど、総合的な視点からの評価が必要となる。

これら3点の課題、疑問を明らかにするために、本研究では、ひとり親30名への聞き取り調査を実施した。

6. 聞き取り調査からみるひとり親の居住実態

6-1. 聞き取り調査の概要

本調査では、仁川市の富平区にある社団法人ひとり親家族会の会員約200名のうち30名を対象とした。前述したように、同地区は全国的に見て、特に高いひとり親出現率で知られていることから対象として適当であると判断した。内訳は、母子世帯25名（死別2名、離別18名、未婚5名）、父子世帯5名（離別4名、未婚1名）である。

本調査では、末子の年齢が27歳（法律上のひとり親終了から5年以内）以下のひとり親経験者5名も対象に含めた。その内訳は、離別母子世帯3名、死別母子世帯2名である（表6-1中網掛け部分、法律上箇所非と記載）。

回答者の平均年齢は、47.1歳、ひとり親になってからの経過年数は11年である。子どもの平均人数は1.83人。

平均月収については、自営業者や非正規等は変動があるため、明確な平均値は把握できなかったが、最低で75万₩（≒7万円）、最高で350万₩（≒326000円）であった。うち、生活保護を受給していたのは、13名（43%）、非正規職が6名（20%割）、自営業者が5名（16.7%）であり、正規職員は5名（16.7%）であった。なお、1名は失業保険を受給中であった。

本調査対象は、ひとり親支援団体を通しての調査であるがゆえ、DV問題や自身あるいは子の障がいや疾病など何らかの困難を抱えているケースが多いことが特徴である。そのため、2015年の韓国女性社会部の調査と比較すると、所得階層がより低位となっている点が特徴である。

6-2. 住宅移動の有無と傾向

ひとり親になることを機に転居したという回答は28名（93.3%）から得られた。転居を経験していない2名

の詳細は、いずれも離婚母子世帯であり、自身の名義の持家を所有していたため転居せずにすんだと回答している。では、その他の28名はなぜ、転居をしたのか、あるいはせざるを得なかったのか。この点について、1)離婚による母子世帯、2)未婚による母子世帯、死別による母子世帯、3)父子世帯に分けて傾向を見ていく。

表6-1 聞き取り調査の概要

| 世帯 | NO | 法律有無 | 年齢 | 経過年数 | 子ども数 | 長子 | 末子 | 就労状況 | 月総収入 |
|------|----|------|----|------|------|----|----|-------|-----------|
| | | | | | | 年齢 | 年齢 | | |
| 離婚母子 | 1 | 該 | 46 | 3 | 6 | 18 | 8 | 生保 | 180万W |
| | 2 | 該 | 49 | 19 | 1 | 20 | | 生保 | 83万W |
| | 3 | 該 | 51 | 10 | 3 | 23 | 11 | 生保 | 110万W |
| | 4 | 該 | 46 | 8 | 3 | 23 | 18 | 正規職 | 200万W |
| | 5 | 該 | 45 | 6 | 3 | 19 | 11 | 生保 | 200万W |
| | 6 | 該 | 53 | 18 | 1 | 21 | | 生保 | 83万W |
| | 7 | 該 | 40 | 5 | 3 | 13 | 8 | 非正規 | 170万W |
| | 8 | 該 | 48 | 18 | 2 | 21 | 18 | 非正規 | 108.6万W |
| | 9 | 該 | 46 | 8 | 2 | 18 | 16 | 自営業 | 300万W |
| | 10 | 該 | 54 | 14 | 2 | 22 | 16 | 正規職 | 150万W |
| | 11 | 該 | 51 | 13 | 2 | 25 | 17 | 生保 | 95万W |
| | 12 | 該 | 45 | 16 | 2 | 18 | 15 | 自営業 | 250万W |
| | 13 | 該 | 44 | 5 | 1 | 11 | | 非正規 | 70万W |
| | 14 | 該 | 45 | 5 | 2 | 19 | 17 | 自営業 | 400万W |
| | 15 | 該 | 46 | 3 | 1 | 12 | | 生保 | 86万W |
| | 16 | 非 | 56 | 20 | 2 | 26 | 33 | 正規職 | 350万W |
| | 17 | 非 | 50 | 9 | 2 | 24 | 23 | 非正規 | 150~160万W |
| | 18 | 非 | 52 | 23 | 1 | 23 | | 生保 | 83万W |
| 未婚 | 19 | 該 | 32 | 8 | 1 | 8 | | 生保 | 83万W |
| | 20 | 該 | 45 | 8 | 1 | 8 | | 非正規 | 120万W |
| | 21 | 該 | 43 | 13 | 1 | 13 | | 生保 | 75万W |
| | 22 | 該 | 48 | 12 | 1 | 12 | | 生保 | 75万W |
| 死別 | 23 | 該 | 35 | 6 | 1 | 6 | | 生保 | 84万W |
| | 24 | 非 | 55 | 18 | 2 | 27 | 25 | 非正規 | 170万W |
| 父子 | 25 | 非 | 53 | 18 | 1 | 24 | | 失業手当等 | 140万W |
| | 26 | 該 | 42 | 5 | 1 | 5 | | 生保 | 83万W |
| | 27 | 該 | 46 | 5 | 2 | 8 | 8 | 正規職 | 250万W |
| | 28 | 該 | 49 | 10 | 2 | 17 | 15 | 自営業 | 200~300万W |
| | 29 | 該 | 54 | 16 | 1 | 19 | | 正規職 | 230万W |
| | 30 | 該 | 44 | 8 | 2 | 17 | 14 | 自営業 | 180万W |

1) 離別母子世帯

子の年齢が法律上の母子世帯の定義を超えた3名も含めて、計18名の離別母子世帯の離婚前後の住宅事情を整理したものが表6-2である。

うち、転居しなかったものは2名、いずれも自身名義の持家を所有していたために居住継続ができていた。うち1名は、馴染んだ地域で暮らし続けることができ、将来に不安を感じることなく、自立を目指すことができたことと持家所有を評価する。残る1名は、ローンのない持家の安定性を評価する一方で、持家を所有しているがゆえに、家賃補助等、一切の援助がないことに不満を感じていた。持家の場合、定期的な補修や建て替えなどの必要性も生じるが、その費用を捻出できないことに大きな不安を感じるというのがその理由である。

転居した16名のうち、多くが「離別手段」やDV等が転居の主な理由であった。「離別手段」というのは、DVではなくとも、アルコールや借金問題等を抱える夫と離婚の協議ができず、自身が家を出ることで離婚成立にこぎつけたという内容である。このほか、保証金分配という理由（2名）もある。前述したように、チョンセの場合、多額

の保証金が要求されるが退去時にはそれが返却される。これを分割するためにともに退去したということである。これ以外に、夫から追い出されたケース、実家から育児支援を得るために退去したという事情も聴かれた。

表 6-2 離別母子世帯の直後の転居・住宅事情

| NO | 転居有無理由 | 婚姻時の住宅 | 最初に移動した場所 | 居住(滞在)期間 | 転居回数 | 住居費等 | 最初の住宅の課題と再転居等の事情 |
|----|--------|--------|-----------|----------|------|--------------|---|
| 1 | DV | チョンセ | 施設 | 2年 | 3 | 無料 | 6人の子を実家と親戚に振り分けて逃避し、行政から施設入所につながる。その後、中長期に滞在できる施設にて子と再会。 |
| 2 | 保証金分配 | チョンセ | 友人宅 | 5か月 | 7 | 無料 | 友人宅へ移動し関係がこじれずぐに半地下の低賃へ移動。低賃な環境に耐えられず転居を繰り返すが制度情報に辿り着かず。 |
| 3 | 離別手段 | チョンセ | ウォルセ | 2年 | 4 | 200万W(10万W) | 離婚後も夫からの搾取が続き、家賃滞納で退去。知人宅や24時間サウナを利用し、店員の通報で施設入所につながる。 |
| 4 | 離別手段 | 持家 | 友人宅等 | 1ヶ月 | 7 | 無料 | 友人宅、モーテルを転々とし、実家の援助を得てワンルームを確保。経済事情等から進学時期の長子のみ1年生活。 |
| 5 | 保証金分配 | チョンセ | 借り上げ | 3年 | 2 | 保証金1200万Wの5% | 住まい確保まで元夫と同居。ひとり親のための住宅支援をうまく獲得でき住宅困窮に陥らずに自立。 |
| 6 | DV | チョンセ | 親類宅 | 2年 | 3 | 無料 | 離婚に2年を要し、法的支援が受けられなかったため親類宅へ。制度知らず離婚後自力でチョンセを確保。 |
| 7 | DV | ウォルセ | 親類宅 | 3ヶ月 | 4 | 無料 | 親類宅に避難時、警察の支援で施設入所へ。中長期施設へ移るも、門限等あり仕事に支障あるため2年半で退所し公共賃貸へ。 |
| 8 | 離別手段 | 持家 | ウォルセ | 3年 | 3 | 500万W(30万W) | 転居先は、湿気カビなど低賃で、住居費負担が4割を超え生活苦に。洞民センターに相談しそこで住宅支援を知る。 |
| 9 | DV | 持家 | ウォルセ | 5年 | 2 | 200万W(40万W) | 経済的に苦しく子を残して家を出た。資格取得、家賃の節約をして貯蓄し、持家を購入後子を引き取る。 |
| 10 | DV | チョンセ | 施設 | 7ヶ月 | 5 | 無料 | 相談電話から保護につながる。施設環境は悪く、離婚成立と同時に退所しウォルセへ移動するも劣悪な環境に苦しむ。 |
| 11 | DV | 持家 | ウォルセ | 3年 | 4 | 500万W(40万W) | 低家賃の住宅は子どもの養育に適さないと考え、子を親類に預け自活のため独居を4年経験し、貯蓄してウォルセへ。 |
| 12 | 離別手段 | 親類宅 | ウォルセ | 4年 | 5 | 300万W(28万W) | 保険などを解約して住宅を確保するも再開発で立ち退きとなり、半地下のウォルセを確保。その後義母を頼る。 |
| 13 | 離別手段 | 持家 | 親類宅 | 3ヶ月 | 3 | 無料 | 別居期間が長く制度が利用できず、養育費等もないため生活苦となり親類宅を頼る。最終的には親類からの借金で持家を確保。 |
| 14 | — | 持家 | — | 23年 | 0 | 購入額5千万W | 安定的に住み続けられる環境は母子にとって精神的、経済的安定につながる回答。 |
| 15 | 追い出される | 持家 | ウォルセ | 7ヶ月 | 2 | なし(30万W) | 夫から追い出され低賃なアパートに移る。様々な疾病があり、すぐに生活保護を受給。 |
| 16 | 育児支援確保 | 持家 | 親類宅 | 14年 | 1 | 無料 | 離婚後数年は婚姻時の持家に居住したが、父が他界したこと、部屋数が余っていたことから実家に戻る。 |
| 17 | — | 持家 | — | 15年 | 0 | 購入額7千万W | 名義上スムーズに止まることができた。持家があると安心だが公的な支援などが制限されるため苦しい。 |
| 18 | 離別手段 | チョンセ | 友人宅 | 6ヶ月 | 4 | 無料 | 友人宅にて離婚手続き。親類から資金援助してもらい、ウォルセへ。 |

では、まず彼女らはどこへ移動したのか。9件が親類や知人宅、あるいは施設など「住宅」以外の所に移動している。特に、2件は行く当てなく家を飛び出し、知人宅、モーテル、チムチルバン(日本のスーパー銭湯)などを転々として1か月ほど凌いでいた。なお、離婚成立前に家を出て、なかなか離婚協議が進まなかった2件については、法律上の母子世帯としての支援が全く受けられず生活がなりたたなかったため、親類等の支援を得るほかなかったと回答している。

6件がウォルセへ転居していた。ウォルセは、保証金が安い、あるいは不要であるため入居は容易であるが、低賃

な物件が多いという特徴がある。その中でよく聞かれたのが「半地下」というキーワードである。これは、部屋の半分が地下に埋まった住宅である^{注5}。ヒアリング調査では、雨が降りこんでくるため、年中湿気が多くカビが生えるなど、子どもに悪影響というような意見が多く上がった。

1回目の転居先での居住(滞在)期間が1年未満というケースが6件あったが、そのほとんどが、施設や親類知人宅といった非住宅に移動したケースである。施設に関してはそれぞれ入居期限が設けられているため、短期での退去率は当然高くなる。また、親類宅、友人宅に滞在したケースからは、そもそもそこを仮住まいとして利用していたという理由が聞かれた。

なお、No16は、離婚後も婚姻時の持家に7年居住していたが、育児と仕事の両立のために、実家へ移動したと回答している。このほか、No5は、婚姻中から制度情報を調べ、離婚が成立していなければ、ひとり親向け住宅支援が得られないことを知り、安定した住宅が見つかるまで夫と同居することを前提に離婚協議を進めたという。このケースは離婚から1年後に借り上げ住宅への入居が決まっている。

なお、表6-2の転居回数からもわかるように、1回の転居で定住できているのはたったの1ケースであり、多くが、そこから複数回の転居を経験している。その中には、一旦ウォルセに入居しても生活が立ち行かず施設入所となったケースやウォルセの住環境が劣悪だったため短期間のうちに再転居したケースなどもある。

2) 未婚母子世帯と死別母子世帯

本調査では、未婚5名、死別2名と少数の調査であるため、これをもって、それぞれの特徴とすることは不可能であるが、聞き取り調査からその実態を示しておく。

まず、未婚母子世帯については、経済的困窮に加え、韓国社会における未婚母子世帯への強烈なスティグマが彼女らをより深刻な居住貧困に貶める要因となっている事情が伺えた。本調査が対象とした5名は、いずれも、実家等からの反対を押し切り出産したため親類等を頼ることは難しいと回答している。うち2名は、出産前に専門職として働いていたが、未婚出産が職場にわかり解雇されている。ほか2名は、職場で嫌がらせを受けて辞職している。残る1名は、非正規の職に就き、実家で暮らしていたが、妊娠がわかり追い出されている。

No18は、実家から考試院へ入居している。

「1坪ほどのスペースで6カ月暮らしました。それまでの貯蓄から月25万Wの家賃を支出していましたが生活はとて苦しかったです。」と回答している。

台所などの共有スペースで、他の居住者に妊娠していることに気づかれ、警察に通報されたことを機に施設入

所へつながった。同ケースは施設で出産し、里子へ出さないと判断したことで別の施設へ移動している。

なお No19 と 21 は、出産前には自身の名義の持家を所有していたが、妊娠により働けなくなり、生活困窮に陥ったため、それを売却して生活費に充てたと回答している。No19 は 1 人での出産に不安を覚え、教会関係者から施設を紹介され入所に至った。彼女は、施設退所後にウォルセに入居したが、子に障がいがあり、育児の支援がいるため実家に戻ることを相談していた。

「兄が実家を継いでいて、お前が返ってきたら親戚一同からどんな風に言われるかわかっているかと責め立てられ、体裁が悪いから絶対に顔を見せるなど言われました。しかし、母が間に入って来て一生懸命頭を下げてくれました」と語っている。最終的には高齢の母親の介護を引き受ける代わりに実家に戻ることを許されたが、兄との確執からそこに居辛く、母の他界後の生活に不安を覚えると語っている。

表 6-3 未婚/死別母子世帯の直後の転居・住宅事情

| | NO | 転居有無理由 | 直前住宅 | 最初に移動した場所 | 居住(滞在)期間 | 転居回数 | 住居費等 | 最初の住宅の課題と再転居等の事情 |
|----|----|---------|------|-----------|----------|------|--------------|--|
| 未婚 | 18 | 追い出される | 実家 | 考試院 | 6か月 | 4 | なし(25万W) | 出産を反対され実家を追い出される。行き場がなく考試院へいくも妊婦がいると噂になり、施設につながる。 |
| | 19 | 生活困窮 | 持家 | 施設 | 8ヶ月 | 3 | 無料 | 妊娠により就労困難となり困窮。未婚出産のため誰にも頼ることができず持家を売却。教会関係者から施設入所へ。 |
| | 20 | 関係解消のため | 持家 | ウォルセ | 1ヶ月 | 7 | 2000万W(30万W) | すぐに入居可能なウォルセに入居するが低賃でカビが生え、子に悪影響と考え、すぐにチョンセへ移動するも生活に困窮する。周囲から情報を得て公共住宅申請へ。 |
| | 21 | 生活困窮 | 持家 | チョンセ | 2年 | 4 | 5800万W | 未婚出産が理由でリストラされ生活困窮に。持家売却金でチョンセへ。低賃で子に悪影響と複数回転居し公共住宅を知る。 |
| | 22 | 保証金配分 | チョンセ | ウォルセ | 8ヶ月 | 4 | 45万W(45万W) | 保証金で借金返済。残金でウォルセを確保するも、未婚出産ではたらず困窮し施設入所へ。 |
| 死別 | 24 | 持家売却 | 持家 | ウォルセ | 6年 | 3 | 2千万W(15万W) | 夫の治療費のため持家を売却し半地下の住宅へ移動。住居費負担率は5割を超えていた。行政からの連絡で公共住宅を知る。 |
| | 25 | 独居困難 | チョンセ | 施設 | 3年 | 8 | 無料 | 精神的に育児が困難になる。親類等の支援では足りず施設へ入所。その後ウォルセなど点々とし、公共住宅情報を知る。 |

また、No20 は、持家がパートナーの名義だったため関係解消と同時に退去するほかなかったと回答した。

No22 は、保証金を出し合ってチョンセに入居したため、関係解消を機に共に退去していた。なお、このケースは、借金があったため、保証金でそれを支払い、残額でウォルセへ転居している。表 6-3 から分かるように、最初の転居で定住できたものはおらず、現在までの転居回数も 3~7 回と高い。聞き取り調査では、5 名すべてが、未婚母子への差別が根強い韓国社会での生きづらさを語っており、それは親類との関係はもちろん地域コミュニティにまで影響していた。

新たに職探しをしても、未婚母子であることを理由に陰湿ないじめやハラスメントが始まったという回答はすべてから得られた。こういった事情が背景にあるためか、本調査では、未婚母子世帯 5 名中 4 名が、生活保護を受給

していた(表 5-1 再)。

続いて、死別前の住まいは、持家が 1 名、ウォルセが 1 名である。No24 は婚姻時に持家に居住していたが、多額の夫の治療費を支払うために、死別後に持家を売却している。もう 1 名は、夫を交通事故で突然亡くし、精神的に不安定となり、親類等が育児を支援してくれたが回復せず、子とともに施設へ入所していた。このケースは施設入所も含め、調査時点で 8 度の転居を経験していた。

3) 父子世帯

父子世帯 5 名のうち、1 名が未婚、4 名が離婚であった。

まず、未婚の父子世帯 (No26) については、結婚する予定であったパートナーが出産後に、子を置いて行方不明になったという事情があった。

未婚かつ父子世帯の場合、血縁関係を示せなければ、ひとり親としての制度受給ができないどころか、出生届を出すことも難しい。行政に相談に行くと、子を里親に出すことを前提に援助相談が進んだという。また、未婚で子を養育することに反対した両親からの援助は一切なかった。制度上保育所も利用できず、父親自身で世話するほかなかった。当時、自営業者であったが、育児のために働けず、家賃を滞納し退去を迫られた。その後、子を隠して考試院に入所し、そこで 1 年間滞在している。考試院では子同伴で働ける配達業やマッサージ業に就いていた。しかし、子の泣き声がうるさいなど、周囲からの苦情があり、そこからウォルセ住宅へ移動した。その間、弁護士の協力を得て親子関係証明する裁判を起こし勝訴する。法律上の父子世帯と認められるまでに 1 年 2 カ月がかかった^{注 6}。現在、子は 5 歳になっているが、まだ手がかかることから、生活保護を受給しながら、就労自立の道を模索している。

表 6-4 父子世帯の直後の転居・住宅事情

| NO | 転居有無理由 | 直前住宅 | 最初に移動した場所 | 居住(滞在)期間 | 転居回数 | 住居費等 | 最初の住宅の課題と再転居等の事情 |
|----|--------|------|-----------|----------|------|-------------|---|
| 26 | 家賃滞納 | ウォルセ | 考試院 | 1年 | 3 | なし(30万W) | 子の母が新生児を置いて行方不明に。育児のため就労困難、家賃を滞納し考試院にて新生児を養育。 |
| 27 | 育児支援 | チョンセ | 実家 | 5年 | 1 | 無料 | 近居していた実家に育児支援を得るために同居。実家の支援を得て就労を継続。 |
| 28 | 譲った | 持家 | 持家 | 8年 | 2 | 月30万Wローン返済 | 育児のため思うように働けず持家のローンが増大。再開発のため立ち退きになり、立ち退き料でチョンセを確保。 |
| 29 | 譲った | 持家 | ウォルセ | 10年 | 2 | 500万W(30万W) | 半地下18坪の住宅は雨が降ると水がたまり、カビが生える。子がアレルギーとなった。家賃が負担で転居したが環境は変わらず。 |
| 30 | 譲った | チョンセ | ウォルセ | 8ヶ月 | 3 | 保証金 | 転居するも育児のためにまとった仕事できず滞納。親類から借金をして再転居するも、困窮。実母と同居。 |

このほか、2 名はチョンセ、残る 2 名は、持家からの転居であった。1 名は、妻との離婚を機に、育児支援を得るために実家へ転居していた。そこで、育児支援をえながら、不足の部分については行政支援を活用して仕事を継続させたという。

残る 3 名は、いずれも元妻に住宅を譲った（明け渡した）と回答している。うち 1 名は、ローンを組み新たに持家を購入しており、残る 2 名は半地下のウォルセへ移動していた。No29 は、地方から母親を呼び寄せて育児支援をえていた。また、No30 は、2 人の子を連れてウォルセに転居したものの劣悪な環境だったために親類から借金をして再度ウォルセに転居していた。

6-3. 住宅移動と制度利用の有無

表 6-5 は、30 名のひとり親になる前から現在にかけての転居状況を示したものである。上段に居住期間、下段に転居先を記載した。転居先の種類は、持家、施設、チョンセ、ウォルセ、買い上げ住宅、借り上げ住宅、永久賃貸住宅、国民賃貸住宅、考試院、親類宅、友人宅があった。転居回数は、離別の場合には別居期間に遡ってカウントした。死別は夫が他界した直後から、未婚については、妊娠した後からカウントした。

まず、転居しなかった 2 名を除き、転居回数は 1 回～8 回と幅広く、平均で 3.4 回であった。

施設入居経験を有するものは 7 名である。韓国では、宗教団体や福祉団体がひとり親向けの支援施設を提供している。仁川市の情報によると、2019 年 10 月現在、仁川市内には未婚の母出産施設、母子世帯、父子世帯向け施設を合わせて 10 カ所存在する。

施設を利用したケースについては、DV や出産、精神不安など、独居が難しい事情を抱えていた。施設を複数転居しているケースについては、未婚の場合には、出産施設から中長期施設へ移動という事例があった。このほか、DV の場合には、緊急一時保護施設から中長期型の施設へ移動という事情も聴かれた。

施設利用者については、退所に向けて、施設から制度利用を勧められたものもいたが、うまく住宅制度につながらず、自己資金でウォルセを確保した（No101, 19, 25）などもいた。

これらを除く世帯のうち、すぐに公的な住宅支援を利用できたのは前述の離婚後も夫と同居して住宅支援を獲得した 1 名のみである。その他のケースについては、当時の状況について「制度について知らなかった」、「住宅のことで行政に相談にいくなんて思いもよらなかった」などと語っており、中には、本聞き取り調査で公的住宅支援の存在を知ったものもいた。

別居期間が長かった No13 は「夫が生活費を入れず苦しいのに離婚が成立していないので制度利用は難しいと言われた」と当時の状況を振り返っている。このケースは 14 坪、5,000 万₩の持家をローンで購入している。

このほか、父子世帯の多くは公的住宅支援を利用していない。その理由として、年収の制限があることなどが挙げられた。うち 2 名は自営業をしており、額面上は収入があ

るように見える年度もあるが、実際は資金繰りや借金などで生活が苦しいにもかかわらず、制度が受けられないという状況に疑問を感じていた。

韓国において市場で住宅を確保する場合、日本で必要とされる保証人は不要であるが、多額の保証金が必要となる。ウォルセなど入居しやすい物件は低質なものが多いため、一旦、ウォルセに入居しても、環境に耐えかねて再転居したなどの意見がほとんどであった。特に、よく聞かれたのが、「子どもに悪影響」という事情である。「呼吸器系に疾患が出た」や「皮膚疾患が出た」など具体的な症例を挙げる回答者も複数いた。

こういった住まいの困難に加え、生活保護受給や子どもの学童保育利用など、行政相談を行った際に、公的住宅の情報を得たというケースがほとんどであった。

6-4. 制度の評価

調査時点における住宅所有関係は、公的賃貸住宅（借り上げ、買い上げ住宅、永久賃貸住宅、国民賃貸住宅）が最も多く 17 名（57%）である。それに持家 6 名が続く。

但し、表 6-5 を見ると、公的賃貸住宅への入居を果たしても、そこから再転居をしているケースが 9 ケースある。うち、No4, 10, 21, 24 については、借り上げ住宅の転居を複数回繰り返している。

この理由については、「家主が修繕に応じないため、契約満了で次の住宅へ移った」というもの、「家主の都合で再契約してもらえなかった」という理由が挙げられた。

特に、空き家を公的賃貸住宅として利用する借り上げ住宅は、煩雑な事務手続きが発生するほか、低所得階層を対象とするなど、家主にとっては不利な条件となるため、市場では取引されにくい低質な住宅が対象となる傾向がある。よって、聞き取り調査でも、日当たりの悪さや隙間風、老朽化など、質の問題が多く挙がっていた。水漏れや雨漏りなど、修繕を依頼しても、家主が対応を怠ることも少なくなく、それを理由に転居を決めたという声はよく聞かれた。

また、再契約に至らなかったケースについては、家主都合の売却や修繕などの理由が挙げられた。このほか、再契約時に保証金の値上げを要求され、継続をあきらめたという回答もあった。

複数回の転居について、「引っ越し費用の負担が重い」、「子の学区内に拘りたいが、物件も限られており難しい」という意見が多く聞かれた。特に、子に障がいがあるケースは、必要な支援が得られる地域が限定されるので転居による不利益はより大きい。

なお、全ての借り上げ住宅居住者から、物件確保の困難が聞かれた。煩雑な事務など、先の理由から公的賃貸住宅として貸し出すことに理解を示さない家主が多く存在するためである。

表 6-5 ひとり親になった後の住宅移動の状況

| 世帯 | NO | 現住宅 | 転居回数 | 直前 | 転居回数・転居先・そこでの滞在期間 | | | | | | | | | 制度利用 | | | |
|------|----|-------|------|------|-------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|------|--|--------|------------|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | | |
| 離婚母子 | 1 | 借り上げ | 3 | チョンセ | 2年 施設 | 2年 施設 | 1年 借り上げ | | | | | | | | | | 4年 |
| | 2 | 持家 | 7 | チョンセ | 5ヶ月 友人宅 | 4年 ウォルセ | 2年 ウォルセ | 3年 教会(無料) | 3年 ウォルセ | 2年 借り上げ | 4年 持家 | | | | | | 12年5ヶ月 |
| | 3 | 借り上げ | 4 | チョンセ | 2年 ウォルセ | 1ヶ月 友人宅等 | 4年4ヶ月 施設 | 5カ月 借り上げ | | | | | | | | | 6年5ヶ月 |
| | 4 | 借り上げ | 7 | 持家 | 1ヶ月 友人宅 | 1年 ウォルセ | 2年5ヶ月 チョンセ | 2年5ヶ月 借り上げ | 1年 チョンセ | 2年2カ月 借り上げ | 8ヶ月 借り上げ | | | | | | 3年6カ月 |
| | 5 | 永久賃貸 | 2 | チョンセ | 1年 居住継続 | 3年 借り上げ | 0.4年 永久賃貸 | | | | | | | | | | 1年 |
| | 6 | チョンセ | 3 | 持家 | 2年 親類宅 | 2年 チョンセ | 14年 チョンセ | | | | | | | | | | 制度利用 まで |
| | 7 | 借り上げ | 4 | ウォルセ | 3年 親類宅 | 15年 施設 | 1年 施設 | 借り上げ 1年5ヶ月 | | | | | | | | | 3年2カ月 |
| | 8 | 持家 | 3 | 持家 | 3年 ウォルセ | 15年 永久賃貸 | 1年 持家 | | | | | | | | | | 3年 |
| | 9 | 持家 | 2 | 持家 | 5年 ウォルセ | 3年 持家 | | | | | | | | | | | なし |
| | 10 | 借り上げ | 5 | チョンセ | 7ヶ月 施設 | 1年 ウォルセ | 4年 借り上げ | 4年 借り上げ | 5年 借り上げ | | | | | | | | 1年7カ月 |
| | 11 | 借り上げ | 4 | 持家 | 3年 ウォルセ | 4年 ウォルセ | 3年 ウォルセ | 2年 借り上げ | | | | | | | | | 10年 |
| | 12 | 国民賃貸 | 5 | 夫の実家 | 4年 ウォルセ | 1年 ウォルセ | 8年 親類宅 | 1.5年 ウォルセ | 2ヶ月 国民賃貸 | | | | | | | | 14.5年 |
| | 13 | 持家 | 3 | 持家 | 3ヶ月 夫の実家 | 1年5ヶ月 親類宅 | 4年 持家 | 5年 持家 | | | | | | | | | なし |
| | 14 | 持家 | 0 | 持家 | | | | | | | | | | | | | なし |
| | 15 | 借り上げ | 2 | 持家 | 7ヶ月 ウォルセ | 3年 借り上げ | | | | | | | | | | | 7ヶ月 |
| | 16 | 実家 | 1 | 持家 | 7年 継続居住 | 14年 実家 | | | | | | | | | | | なし |
| | 17 | 持家 | 0 | 持家 | | | | | | | | | | | | | なし |
| | 18 | 借り上げ | 4 | チョンセ | 6ヶ月 知人宅 | 3年 ウォルセ | 10年 国民賃貸 | 9年 買い上げ | | | | | | | | | 3年6カ月 |
| 未婚 | 19 | 借り上げ | 7 | 実家 | 6ヶ月 試験院 | 1ヶ月 施設 | 1ヶ月 施設 | 5年 施設 | 3ヶ月 施設 | 2年 ウォルセ | 1年5ヶ月 借り上げ | | | | | 7年11カ月 | |
| | 20 | 実家 | 3 | 持家 | 8ヶ月 施設 | 1年 チョンセ | 7年 実家 | | | | | | | | | なし | |
| | 21 | 借り上げ | 7 | 持家 | 1ヶ月 ウォルセ | 2年 チョンセ | 2年 借り上げ | 2年 借り上げ | 2年 借り上げ | 4年 借り上げ | 1ヶ月 借り上げ | | | | | 2年1か月 | |
| | 22 | 借り上げ | 4 | 持家 | 3年 継続居住 | 2年 チョンセ | 2年 チョンセ | 3年 チョンセ | 2年 借り上げ | | | | | | | | 10年 |
| | 23 | 買い上げ | 4 | チョンセ | 8ヶ月 ウォルセ | 4ヶ月 施設 | 6ヶ月 施設 | 5年 買い上げ | | | | | | | | | 1年6カ月 |
| 死別 | 24 | 借り上げ | 3 | 持家 | 6年 ウォルセ | 2年 借り上げ | 3年 借り上げ | | | | | | | | | 6年 | |
| | 25 | 永久賃貸 | 8 | チョンセ | 2年 継続居住 | 3年 施設 | 2年 ウォルセ | 3ヶ月 友人宅 | 1年 ウォルセ | 2年 ウォルセ | 2年 チョンセ | 2ヶ月 買い上げ | 6年 永久賃貸 | | | 12年3カ月 | |
| 父子 | 26 | 借り上げ | 3 | ウォルセ | 1年 試験院 | 2年5ヶ月 ウォルセ | 5ヶ月 借り上げ | | | | | | | | | 1年 | |
| | 27 | 半チョンセ | 1 | チョンセ | 5年 実家 | | | | | | | | | | | なし | |
| | 28 | チョンセ | 2 | 持家 | 8年 持家 | 2年 チョンセ | | | | | | | | | | なし | |
| | 29 | ウォルセ | 2 | 持家 | 10年 ウォルセ | 4年 ウォルセ | | | | | | | | | | なし | |
| | 30 | 実家 | 3 | チョンセ | 8ヶ月 ウォルセ | 2年 ウォルセ | 5年 実家 | | | | | | | | | なし | |

注) 網掛け部分法律上のひとり親となった段階を示す

社団法人ひとり親家会の張希貞代表によれば、制度利用者は、広さや、保証金の額など、基準内の物件を市場から探し、家主と直接交渉して、契約を進めるが、事情を説明した途端に断られることは稀ではないという。

表 6-6 現在の住宅所有関係

| 持家 | チョンセ | ウォルセ | 公的賃貸住宅 | | | | 実家 |
|----|------|------|--------|------|----|----|----|
| | | | 借り上げ | 買い上げ | 永久 | 国民 | |
| 6 | 2 | 1 | 12 | 2 | 2 | 1 | 4 |

また、No2, 5, 8, 18, 25 は、公的賃貸住宅に入居したのち、持家等に再転居していた。これらからは、住宅支援の期間（借り上げ住宅は居住期間が 20 年、買い上げ住宅は 10 年）終了後のことを考えたという理由が挙げられた。たとえば、公的な賃貸住宅に入居できても、末子が 20 歳（就学中の場合 22 歳）を超え、法律上のひとり親世帯でなくなった場合には、そのままの条件で住み続けることは難しくなる。このため、永久賃貸住宅へ転居する、あるいは、安価な持家を購入するなどして、居住貧困に陥るリスクを事前に回避したということである。

No12 は保証金 4100 万₩、月家賃 28 万₩の国民賃貸住宅へ入居していた。保証金の半分はローンを組み支払っている。

「月家賃に加えてローン返済の負担はかなり大きいです。でも、3LDK の広さで環境もよく今までで一番住み心地がいいです。このままいけば、いずれ分譲されるので、高齢期の不安はなくなりました」と語っている。

他方、No18 も、20 坪 2 部屋の国民賃貸住宅に入居したが、借り入れた 1200 万₩のローン返済と月 14 万₩の家賃を 3 カ月滞納し、入居資格を失った。その後、買い上げ賃貸住宅にうまく移行できたものの、調査時点ですでに退去時期が迫っており、行き場の確保に苦悩していた。

なお、No25 は、買い上げ住宅に入居した 2 カ月後に、永久賃貸住宅が当選し、転居していた。その理由として、「買い上げは上限が 10 年だけど、永久賃貸ならずと住めるから。古くて狭いけど。もう転居の度に神経をすり減らすこともないと思うとほっとした」と語っている。

最後に、持家居住者と国民賃貸住宅以外に居住する世帯からは、住宅の質の課題が聞かれた。規模（狭さ）への不満はもちろん、水漏れや雨漏り、カビ、騒音、日当たりの悪さ、隙間風、治安の悪さなど、その内容は多岐に渡る。特に、永久賃貸住宅については、居住不安階層を集中させる性質から、子育て世帯には不向きとの意見も挙がっていた。その点で、買い上げ、借り上げ住宅は、希望に近いエリアで住み続けることが可能な点で有益であるが、1) 入居時の家主との交渉が難しい点、2) 有期の住まいである点、3) 2 年ごとの更新があり住み続けが難しい点が課題

として挙げられた。

7. まとめ（韓国版ケア相互補完型集住の可能性に向けて）

本稿では、量的、質的調査の双方向から韓国におけるひとり親の住宅事情、主に、住宅移動とその理由について考察してきた。ひとり親になることを機に転居する割合は非常に高く、その際に、利用できる公的住宅支援がないために、多くが施設や親類宅、入居が容易なウォルセに移動する傾向がある。但し、そこで定住できる割合は低く、量的調査では、ひとり親になって以降 5 回以上転居したという割合が 2 割も見られた。質的調査でも、30 名の平均転居回数は、3.4 回、最大では 8 回の転居を経験したのものもいた。

韓国においては、直接供給型の公的賃貸住宅の不足を補う形で、民間の賃貸住宅を公的賃貸として活用する支援が存在し、これが、ひとり親の住まいの重要な受け皿となっていた。但し、こういった支援は、特に住まいに困窮するひとり親になる前後には利用しがたい制度上の欠陥があること、さらに、支援が得られても、ひとり親の時期に限ったものであるなどから、不安定な側面が多い。特に、家主側は市場で取引されにくい物件を借り上げ住宅として提供する傾向が高く、そのため、老朽化や水漏れなど質的な課題も多い。

加えて、支援の対象となっても、住宅探しから家主との交渉まですべてをひとり親自身で担わなければならない、2 年ごとの更新も円滑になされる保証はないなど、入居者側の肉体的精神的負担は大きい。

韓国におけるひとり親世帯の転居率の高さは、支援団体からも問題視されており、これが、複数回の転職や転校、地域コミュニティとの関係の断絶を招くとの指摘もある。確かに、転居の度に近隣関係を紡ぐことはたやすいことではなく、調査対象者の中には、地域社会から孤立している状態のものも少なくなかった。

これを受けて、本研究チームでは、2018 年 9 月に現地ひとり親世帯支援団体（ソウル、大邱、釜山、仁川、軍浦等のひとり親支援団体と未婚母子支援団体）とともにひとり親にとって望ましい住まいのあり方の検討を行った。その結果、ひとり親家庭形成前後の不安定期に利用できる就労の場や保育をセットにした民間主導のひとり親向け（シェア）ハウスの運営という構想が立ち上がった。

そこで行き場の確保をしたのち、住宅制度を活用して、切れ目なく地域の一般住宅にソフトランディングすることができる。また、ハウスに、事務所機能、就労の場、託児所、食堂など多様な機能を持たせることで、居住者だけではなく、広く地域のひとり親に支援や情報を届けることも可能となる。

この具体の開設に向けて、本委員会では、2018 年 12 月 4 日に仁川市に対して、2019 年 6 月 18 日に元国連事務総

長藩基文氏が代表を務める Ban Ki-moon Center for Global Citizens 主催のシンポジウム^{注7)}において、日本のシングルマザー向けシェアハウスの事例紹介を行い、その効果と課題について報告した。これをきっかけに、ソウル市内にある未婚母子支援団体 INTREE、仁川市にある社団法人ひとり親家族会が LH 公社の支援や社会貢献団体から寄付を得て、韓国国内で初のひとり親向けのシェアハウスを開設する運びとなった。2019年9月末日現在、INTREE はソウル市内の土地の取得に取り掛かっている。また、社団法人ひとり親家族会は、すでに LH 公社からの助言を受けて、富平区内に物件を確保、社会貢献団体の援助を受けて、改修がスタートしている。同ハウスは、2019年内に完成する予定である。

なお、本委員会はそのまま継続して、上記2団体のハウスの土地取得のプロセスから企画、事業運営に携わり、その経過観察を通じて、韓国版ケア相互補完型集住の事業モデルを確立させることを次の目標に掲げている。

<謝辞>

聞き取り調査の実施にあたっては、社団法人ひとり親家族会の張希貞代表に多大なご協力をいただいた。また、通訳として、安山市多文化支援本部申年浩氏、立教大学コミュニティ福祉学部朴東民氏にもご参加いただいた。ここに記し、謝意を表する。

<注>

- 1) 2014年8月に、仁川ひとり親家族支援会として設立された。2019年5月、法人化に伴い、ひとり親家族会と名称を変更している。現在、ひとり親会員は200名である。ひとり親向け相談、情報の提供、自助グループ、イベントの開催、アドボカシー活動等を実施している。
- 2) <http://japanese.incheon.go.kr/index.do> (最終アクセス2019年10月7日)によると、仁川市にはひとり親世帯向けに10か所の施設があり、うち2か所は父子世帯にも対応している。
- 3) 参考文献4)によると、チョクバンとは、約0.5~1坪の部屋である。保証金はなく、家賃は日払いが一般的である。主に貧困層が利用する無許可の宿泊施設とされる。なお、ビニルハウスは、ビニルを材料として建てられた比較的新しい無許可不良住居地域である。再開発地区からの立ち退きを含む低所得階層の行き場となっている。
- 4) 参考文献14)によると、主に国家公務員試験に向けて勉強する受験生を対象として学習や宿泊の機能を提供する施設として登場したといわれている。2015年ソウル市内に約6240か所、約25万2千室存在するとされている。1坪ほどの部屋があり、台所、風呂、便所は共有する形態である。
- 5) 参考文献15)によると、ソウル市内においては、全世帯の8.8% (2010年度実績) が地下居住者である。特に住居費の高い都市部においてその割合が高いとされている。
- 6) 同ケースは韓国国内でも注目を集めており、この事例をきつ

かけに、未婚父子世帯への理解を求めた活動が始まっている。

<http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20150403000977&fbclid=IwAR078ULP64RwGcTFdncKc81G2eUFGzpIZN3L2nIdnRpdcy0bBPh18APD9ws> (最終アクセス2019年10月23日)

7) 2019年6月18日元国連事務総長藩基文氏が代表を務める Ban Ki-moon Center for Global Citizens が主催した Empowering Unwed Mothers in Korea が済州島において開催された。未婚母子世帯を支援する民間団体 In Tree が協賛、韓国女性財団代表、健康福祉部、家族女性部、KDB 銀行社会貢献事業部長、サムスングループ系列の CJ グループの社会貢献事業部副社長等が未婚母子世帯へ支援を議論した。

<参考文献>

- 1) ジョンホンギョ、韓国・居住貧困とのたたかい—居住福祉の実践を歩く—東信堂、2012
- 2) バクキョンオク、韓国の住宅現況と政策の変化、都市住宅学100号、pp. 107-110、2018
- 3) リムデキョン、『韓国における住宅公企業「LH」の成果と展望』、「東アジア都市の居住と生活—福祉の実践の現場から—」東信堂、2019
- 4) キムスンヒ、韓国における居住貧困、住宅会議104号、pp. 14-15、2017
- 5) ジャンヒジョン、一人親家族の住居安定と養育、住宅会議104号、p. 16、2017
- 6) ムンウンヨン・キムボラム、“ソウル市の片親家族の生活実態及び支援方案研究”，ソウル女性家族財団、2010。
- 7) バクミウン・シンヒジョン、“生涯史研究を通じた女性世帯主の貧困化過程と社会的排除の経験”，「社会科学研究」，第36巻第3号，キョンヒ大学校社会科学研究院，2010。
- 8) ハンジョンイム・キムウンジ・ナムウンソク，“女性世帯主世帯の居住実態及び政策方案研究”，韓国女性政策研究院，2013。
- 9) 葛西リサ (2017) 母子世帯の居住貧困，日本経済評論社
- 10) 仁川市 (2018) 2018年仁川ジェンダー統計
- 11) 近藤理恵，日本，韓国，フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せーリスク回避の新しい社会システム—学文社，2013
- 12) <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/23679.html> ハンギョレ新聞 (最終アクセス2019年10月28日)
- 13) 洪正煥，片野博 (2008) 韓国における上流層の多住宅所有の実態と賃貸化の関係—韓国の住宅供給政策に関する研究—日本建築学会計画系論文集第73号 pp2293-2300
- 14) 山中新太郎，重枝豊，全映勲，甲相永，趙在 (2018) 韓国ソウルの考試村の成立過程と居住機能分化に関する基礎的研究—考試院の分布と考試村での生活パターンを中心として—住総研研究論文集・実践研究報告集44(0)，145-156
- 15) 朴仁淑 (2014) 韓国の大都市における低所得層高齢者の生活困難と生活不安—在宅高齢者の食生活・介護・住居・労働問題を中心に—立命館産業社会論集，第49巻第4号，pp57-77